

第4次白子町特定事業主行動計画

令和3年3月

白子町・白子町議会・白子町教育委員会・白子町農業委員会

白子町特定事業主行動計画

I 総論

1 計画策定の背景と目的

急速な少子化の進行等にかんがみ、次世代育成支援対策に関する基本理念や関係者の責務を明らかにした「次世代育成支援対策推進法」が平成15年に制定された。

この法律のなかで、地方公共団体の各機関は、事業主としての立場から、その雇用する職員の仕事と子育ての両立の推進について、機関全体で取り組むという視点に立った「特定事業主行動計画」を策定することが定められた。

本町においても、この法律に基づき、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、令和3年3月31日までを期限として「第3次白子町特定事業主行動計画」を策定したところであるが、期間の終了に伴い、今回計画の見直しを行い「第4次白子町特定事業主行動計画」を策定するものである。

2 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

3 計画の推進体制

次世代育成支援対策を効果的に推進するため、行動計画策定・推進委員会を設置し、計画の策定・変更、円滑な実施、また達成状況の点検等について行う。

Ⅱ 具体的な内容

1 妊娠中及び出産後における配慮

母子保護及び母性健康管理を適切かつ有効に実施するため、妊娠中及び出産後の職員に対し、次に掲げる措置を実施する。

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇制度及び出産費用の給付等の経済的支援措置の制度について周知徹底を図る。
- ② 女性職員が妊娠した場合に、つわりその他の妊娠に伴う障害により勤務をすることが著しく困難なとき、14日の範囲内で必要と認められる期間の休暇を取得できるようにする。
- ③ 所属長は、妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行い、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。

2 父親の休暇取得の促進

子育ての始まりの時期に親子の時間を大切にし、子供を持つこと

に対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支援するため、子供が生まれて父親となる職員に対し、次に掲げる措置を実施する。

- ① 父親が子供の出産時に7日間の休暇を取得できるようにする。
- ② 保健所、市町村及び病院等の主催する父親学級への参加のため、所定の単位のコースを受講するために必要な時間、休暇を取得できるようにする。
- ③ 所属長は、職員が配偶者の出産時における特別休暇を100%取得できるように、また、必要に応じ年次休暇が取得できるように配慮する。

3 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

育児休業等の取得を希望する職員について、その円滑な取得の促進を図るため、次に掲げる措置を実施する。

- ① 育児休業等に関する制度の周知徹底（特に男性職員の育児休業等の取得促進について）を図るとともに、育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。
- ② 育児休業等経験者の体験談や育児休業をしやすい職場環境づくりの取組例をまとめ、職員に情報提供を行う。
- ③ 課長会議等の場において、総務課から定期的に育児休業等の制度

の趣旨を徹底させ、所属長は、育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成するための職場の意識改革に努める。

また、所属長は、育児休業取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行うとともに、取得しやすい雰囲気醸成する。

④ 育児休業中の職員に対して、必要に応じて休業期間中の広報紙や通達等の送付を行い、復帰時において職員が希望する研修等を実施する。

⑤ 部署内の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務を遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。

◎以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率を男性20%、女性100%を目標とする。

4 超過勤務の縮減

時間外勤務は、本来公務のための臨時又は緊急の必要がある場合に行われる勤務であるという認識を深め、一層の縮減に向けた取組を進めていく必要があり、次に掲げる措置を実施する。

① 所属長は、適正な職務分担を行い、職員は効率的な事務遂行に努

める。特に、小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する。

- ② 所属長は、事務の簡素合理化の推進をし、時間外の縮減を図るとともに超過勤務を減らす職場全体の雰囲気作りを心掛ける。
 - ③ 総務課は、定時退庁日を設定する。また、定時退庁ができない職員が多い部署を把握し、管理職員への指導を行う。
 - ④ 超過勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。
- ◎以上のような取組を通じて、各所属で所属職員の時間外勤務の時間外の合計が、前年度を下回るようにする。

5 休暇の取得の促進

休暇の取得を促進させるため、職員の休暇に対する意識の改革を図るとともに、職場における休暇の取得を容易にするため、次に掲げる措置を実施する。

ア 年次休暇の取得の促進

- ① 所属長は、業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図る。
- ② 所属長は、安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処

理において相互応援ができる体制を整備するとともに、職員の年次休暇の取得状況を把握し、取得率の向上を図る。

- ③ 総務課は、課長会議等の場において、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行う。
- ④ 総務課は、年次休暇取得状況の確認を行い、取得率が低い部署の管理職員からヒアリングを行った上で、注意喚起を行う。

イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 職員は、その家族の誕生日等の家族記念日や、子どもの入学式、授業参観日等の学校行事に、できるだけ、年次休暇を取得するよう心掛ける。
- ② 国民の祝日や夏季休暇、金曜日や月曜日と合わせて、年次休暇の取得促進を図る。
- ③ 年1回、年次休暇を利用した2日間のリフレッシュ休暇の取得促進を図る。
- ④ 勤続10周年等の節目に、年次休暇を利用した5日間以上のメモリアル休暇の取得促進を図る。
- ⑤ ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。

ウ 子どもの看護を行う等のため特別休暇の取得の促進

所属長は、子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気の醸成を図る。

6 その他の取組

働きやすい職場環境の構築や仕事と子育ての両方に配慮し、次に掲げる措置を実施する。

ア 固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

固定的な性別役割分担意識等の是正についての情報提供や意識啓発を行い、ハラスメント防止に係る研修等を実施する。

イ その他の次世代育成支援対策に関する事項

① 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。

② 子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動に関し、職員の積極的な参加を支援し、地域の活動に敷地や施設を提供するとともに、小中学校等に職員を派遣し、特別授業等を実施する。

ウ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

① 交通事故予防について綱紀粛正通知による呼びかけを実施する。

② 公用車の運転手に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等によ

る安全運転に関する研修の受講を支援する。

エ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援する。

オ 子どもとふれあう機会の充実

運動会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるようにする。